

## 資料4

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の骨格と  
基本的な考え方について

# 計画の性格・期間等

## 1. 計画の性格

(1) 滋賀県における子ども・青少年の関係施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画

(2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」を初めとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画

滋賀県基本構想は県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもの。平成42年(2030年)頃の滋賀県の目指すべき姿を描いた上で、中期的な県政の基本方向を明確にし、平成19年度から平成22年度までの政策等の方向性を示している。

(3) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される「都道府県行動計画」、母子及び寡婦福祉法第12条第1項に規定される都道府県等の「母子家庭および寡婦自立促進計画」、および青少年育成長期構想「新・アクティュークスプラン」の見直し計画としての位置づけを含む計画

## 2. 計画期間

平成22年度～平成26年度の5年間とする。

## 3. 対象年齢

この計画の対象となる子ども・青少年の範囲は、0歳からおおむね30歳までとする。(国の青少年育成施策大綱に準じる)

## 4. その他

教育分野については、滋賀県教育振興基本計画の策定作業が先行して進んでいることから、同計画を反映した内容とする。

# (仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の構成イメージ(案)

- 計画の背景・趣旨
- 計画の性格・期間

## ● 計画の基本的な考え方(基本理念・基本的視点)

### ● 基本目標と具体的施策

- ・子ども・青少年の育成支援についての理解と共感
- ・子ども・青少年の成長に応じた切れ目ない施策の実施

- (1) 生まれる前から乳幼児期(～6歳)
- (2) 学童期(6～12歳)
- (3) 思春期(12～おおむね18歳)
- (4) 青年期(おおむね18～おおむね30歳)

ライフステージ別の重点施策を記載

- ・特別な支援を必要とする子ども・青少年や家庭に対する施策
  - (1) 社会的に養護や支援を必要とする子どもの養育環境づくり
  - (2) 青少年の非行防止、立ち直り支援
  - (3) ひとり親家庭等の自立支援

- ・子ども・青少年の育成支援のための社会的な基盤の整備
  - (1) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
  - (2) 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり

### ● 計画推進のために必要な事項

- ・家庭、地域、施設、企業、行政等の役割と相互連携
- ・点検評価・進行管理・計画の見直し

# 計画の基本的な考え方

## 1 現行計画の基本理念等

滋賀県次世代育成支援行動計画 「子どもの世紀 しがプラン」	滋賀県青少年育成長期構想 「新・アクティュークスプラン」	滋賀県ひとり親家庭等自立支援促進 計画
<p>(基本理念)</p> <p>喜びや楽しみを共有し、実感できる子育て・子育ての環境づくりを進め、次代を担う子どもが輝く「子どもの世紀」の実現をめざします。</p>	<p>(青少年の育成目標)</p> <p>新しい次代を担うたくましく心豊かな青少年の育成</p>	
<p>(基本的視点)</p> <p>(1) 子どもにとっての幸せを第一に考える。</p> <p>(2) 子育ての不安や負担感を緩和・除去する。</p> <p>(3) 社会の多様なかかわりのなかで子育てを支援する。</p> <p>(4) 男女共同参画社会を形成する。</p> <p>(5) 若い世代の自立を支援する。</p>	<p>(基本的な視点)</p> <p>(1) 青少年の自立を促し、主体性を大切にします。</p> <p>(2) 青少年を取り巻く各活動領域の役割を明確にし、多様な活動を促進します。</p> <p>(3) 大人一人ひとりが青少年を育てます。</p> <p>(4) 滋賀の特性を生かし、郷土を創る青少年を育てます。</p> <p>(5) 地域を愛する青少年を育てます。</p> <p>(6) 青少年にふさわしい環境づくりを推進します。</p>	<p>(計画の基本目標)</p> <p>(1) 子育て支援と生活の場の整備 ・子育て支援の充実  ・生活の場の整備</p> <p>(2) 就業支援および経済的支援の推進 ・就業支援 ・経済的支援</p> <p>(3) 相談・支援体制および情報提供の充実 ・支援体制の充実 ・情報提供の充実</p>

## 2 新計画の基本理念について(議論のための素材)

### < 現状と課題 >

- ・少子化の進行と県民の危機意識
- ・理想と現実の子どもの数のギャップ
- ・子育ての孤立化と不安・ストレスの増大
- ・家庭や地域の中での支えあいの難しさ
- ・仕事と子育ての両立の難しさ
- ・就労形態の多様化
- ・児童虐待の増加
- ・自立に困難を抱える青少年の社会問題化(ひきこもり、フリーター、ニート)
- ・インターネットや携帯電話の普及など青少年が犯罪などに巻き込まれる危険性の増大
- ・ひとり親家庭の増加 など

### < どのような社会が求められているか? >

- ・子ども・青少年が自ら育つ力を十分に発揮しながら、自己実現と自立ができる社会
- ・子ども・青少年が生きる力と自己肯定感を育むことができる社会
- ・子ども・青少年が、夢や希望を抱きながら、心豊かに成長していける社会
- ・人と人が支え合い、つながりのある地域が築かれている社会
- ・親が子どもを安心して産み、育てることができる社会
- ・親が子どもを育てることに喜びと幸せを実感できる社会
- ・各々のライフスタイルに合った子育てや生き方ができる社会
- ・仕事と家庭や地域生活を両立できる社会

### 3 計画の基本的視点(案)

- (1) 子ども・青少年にとっての幸せを第一に考える。
- (2) すべての子ども・青少年と子育て家庭を対象に、切れ目のない支援していく。
- (3) 社会全体で子育て・子育てを支える。
- (4) 将来の親を育てる。
- (5) 子ども・青少年や子育て家庭の視点に立った施策を構築する。
- (6) 仕事と生活の調和の実現を推進する。
- (7) 特別に支援が必要な子ども・青少年や子育て家庭に対するきめ細かい支援をしていく。
- (8) 地域の社会資源を効果的に活用する。
- (9) 支援の量を拡充するとともに、質を向上する。
- (10) 地域の特性を活かした取組を進める。